

第76号議案

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例を別紙のように定める。

平成29年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 雨水及び汚水を排除し、又は処理することにより市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の区域、処理人口及び施設は、次のとおりとする。

- (1) 区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により定めた事業計画（次号において「事業計画」という。）に定める区域
- (2) 処理人口 事業計画に定める処理人口
- (3) 施設 芦屋市公共下水道施設設置条例（昭和39年芦屋市条例第15号）第2条に定める^{きよ}管渠、処理場及びポンプ場

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第24

3条の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、下水道事業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、4月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(芦屋市特別会計条例の一部改正)

2 芦屋市特別会計条例(昭和39年芦屋市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

芦屋市下水道事業の設置等に関する条例要綱

1 制定の趣旨

下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 下水道事業の設置（第1条関係）

雨水及び汚水を排除し、又は処理することにより市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(2) 財務規定等の適用（第2条関係）

下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。

(3) 経営の基本（第3条関係）

ア 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

イ 下水道事業の区域、処理人口及び施設は、次のとおりとする。

(ア) 区域 下水道法の規定により定めた事業計画（(イ)において「事業計画」という。）に定める区域

(イ) 処理人口 事業計画に定める処理人口

(ウ) 施設 芦屋市公共下水道施設設置条例に定める管渠^{きよ}、処理場及びポンプ場

(4) 重要な資産の取得及び処分（第4条関係）

予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000㎡以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第5条関係）

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

(6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第6条関係）

下水道事業の業務に関し議会の議決を要するものとして条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(7) 業務状況説明書類の作成（第7条関係）

ア 市長は、下水道事業に関し、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、4月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならないこととする。

イ アの業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、5月31日までに作成する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならないこととする。

(ア) 事業の概況

(イ) 経理の状況

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

ウ 天災その他やむを得ない事故により、アに定める期日までに業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならないこととする。

3 施行期日等

(1) 平成30年4月1日

(2) 芦屋市特別会計条例の一部改正

下水道事業に地方公営企業法の一部を適用することに伴い「芦屋市下水道事業特別会計」を廃止することとする。

地方公営企業法抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- (1) 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- (2) 工業用水道事業
- (3) 軌道事業
- (4) 自動車運送事業
- (5) 鉄道事業
- (6) 電気事業
- (7) ガス事業

2 前項に定める場合を除くほか、次条から第6条まで、第17条から第35条まで、第40条から第41条まで並びに附則第2項及び第3項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。

3 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(資産の取得、管理及び処分)

第33条 地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行う。

2 前項の資産のうちその種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める重要なものの取得及び処分については、予算で定めなければならない。

(第3項省略)

(職員の賠償責任)

第34条 地方自治法第243条の2の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員

の賠償責任について準用する。この場合において、同条第1項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第8項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会の同意を得て」と読み替えるほか、第7条の規定により管理者が置かれている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第243条の2第3項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第8項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。

(地方自治法の適用除外)

第40条 (第1項省略)

2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

(業務の状況の公表)

第40条の2 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも2回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(第2項省略)

地方公営企業法施行令抜粋

(法の適用)

第1条 (第1項省略)

2 地方公共団体は、地方公営企業及び前項に規定する病院事業以外の事業で主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるものについて、条例で定め

るところにより，法の規定の全部又は財務規定等を，条例で定める日から適用することができる。

(重要な資産の基準)

第26条の3 法第33条第2項に規定する政令で定める基準は，資産の取得又は処分の種類については，別表第2の左欄（原文は上欄）に定めるものとし，その金額については，その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては，その適正な見積価額）の金額が同表の右欄（原文は下欄）に定める金額を下らないこととする。

別表第2（第26条の3関係）

| | |
|---|---|
| <p>不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き，土地については，その面積が都道府県にあつては1件2万平方メートル以上，指定都市にあつては1件1万平方メートル以上，市町村にあつては1件5千平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡</p> | <p>都道府県 70,000千円 指定都市 40,000千円 市（指定都市を除く。） 20,000千円 町村 7,000千円</p> |
|---|---|

下水道法抜粋

(事業計画の策定)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は，公共下水道を設置しようとするときは，あらかじめ，政令で定めるところにより，事業計画を定めなければならない。

(第2項から第6項まで省略)

地方自治法抜粋

(職員の賠償責任)

第243条の2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員，資金前渡を受けた職員，占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については，故意又は過失）により，その保管に係る現金，有価証券，物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し，又は損傷したときは，これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも，また同様とする。

- (1) 支出負担行為
- (2) 第232条の4第1項の命令又は同条第2項の確認
- (3) 支出又は支払
- (4) 第234条の2第1項の監督又は検査

(第2項省略)

3 普通地方公共団体の長は，第1項の職員が同項に規定する行為によつて当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは，監査委員に対し，その事実があるかどうかを監査し，賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め，その決定に基づき，期限を定めて賠償を命じなければならない。

(第4項から第7項まで省略)

8 第3項の規定により監査委員が賠償責任があると決定した場合において，普通地方公共団体の長は，当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるときは，議会の同意を得て，賠償責任の全部又は一部を免除することができる。この場合においては，あらかじめ監査委員の意見を聴き，その意見を付けて議会に付議しなければならない。

(第9項から第13項まで省略)

芦屋市特別会計条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 芦屋市国民健康保険事業特別会計</p> <p>(2) <u>削除</u></p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 芦屋市公共用地取得費特別会計</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) 芦屋市都市再開発事業特別会計</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9) 芦屋市駐車場事業特別会計</p> <p>(10) 芦屋市介護保険事業特別会計</p> <p>(11) 芦屋市宅地造成事業特別会計</p> <p>(12) 芦屋市後期高齢者医療事業特別会計</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、当該各号に掲げる特別会計を設置する。</p> <p>(1) 芦屋市国民健康保険事業特別会計</p> <p>(2) <u>芦屋市下水道事業特別会計</u></p> <p>(3) <u>削除</u></p> <p>(4) 芦屋市公共用地取得費特別会計</p> <p>(5) <u>削除</u></p> <p>(6) 芦屋市都市再開発事業特別会計</p> <p>(7) <u>削除</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9) 芦屋市駐車場事業特別会計</p> <p>(10) 芦屋市介護保険事業特別会計</p> <p>(11) 芦屋市宅地造成事業特別会計</p> <p>(12) 芦屋市後期高齢者医療事業特別会計</p> |